

児童相談所のしおり

— 2024 年(令和6年) 版 —



「幸せのかけら」



東京都

児童相談所とは

児童相談所は、児童福祉法に基づいて設置される行政機関です。原則18歳未満の子供に関する相談や通告について、子供本人・家族・学校の先生・地域の方々など、どなたからも受け付けています。

児童相談所は、すべての子供が心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮できるように家族等を援助し、ともに考え、問題を解決していく専門の相談機関です。

専門のスタッフがいます

児童福祉司・児童心理司・医師・保健師などの専門スタッフが相談にあたります。

このような相談に応じています

養護相談

保護者の病気、死亡、家出、離婚などの事情で子供が家庭で生活できなくなったとき。
虐待など、子供の人権侵害に関わる問題があるとき。



障害相談

知的発達の遅れ、ことばの遅れ、肢体不自由などがあるとき。
愛の手帳（療育手帳）を取得したいとき。



育成相談

わがまま、落ち着きがない、友達ができない、いじめられる、学校に行きたがらない、チック等の習癖、夜尿などで心配なとき。



非行相談

家出、盗み、乱暴、薬物の習慣などがあるとき。



里親に関する相談

里親として家庭で子供を育てたいとき。



(詳しくは8ページ参照)

相談の方法

- 住所地を担当する児童相談所で相談をお受けしています。（しおり裏面参照）
- 相談受付時間
月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
なお、来所される前に、あらかじめ予約をしていただくと、お待たせすることがありません。
- 関係機関の方や、現在東京都児童相談所にご相談中の方で、緊急の場合は、平日夜間、土・日曜日、祝日（年末年始を含む）も、夜間緊急連絡ダイヤル（03-5937-2330）で対応しています。
- 相談内容は、すべて秘密を守ります。
- 児童相談所虐待対応ダイヤル「189」及び児童相談所相談専用ダイヤル「0120-189-783（いちはやく・おなやみを）」への相談は、24時間、365日、対応しています（通話料は無料）。

つぎのような援助を行います

○ 助言指導

受け付けた相談に対して、助言、指導、情報提供など適切な方法で援助を行います。
他機関の援助が必要な場合、他の適切な専門機関をご紹介します。

○ 継続的な援助

必要に応じて、継続的に一定期間、専門職員による援助を行います。
援助の中で、遊びを通じた治療プログラムやカウンセリング、ペアレントトレーニングなどを行うことがあります。

○ 一時保護

緊急に保護を必要とする場合、保護によるアセスメントが必要な場合、又は短期入所指導を行う必要がある場合に一時保護を行います。

一時保護には、一時保護所への入所と、養育家庭等への一時保護委託があります。

一時保護委託は、子供の年齢や状況により、養育家庭や児童福祉施設などに保護委託することが適当な場合等に行います。

○ 里親制度

様々な事情により家庭で生活することができない子供を里親家庭に委託し、良好な家庭的環境の中で養育します。

○ 施設への入所

様々な事情により家庭で生活することができず、里親委託が困難な子供を一定の期間、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、障害児入所施設などの児童福祉施設で預かります。

○ メンタルフレンド事業

対人関係が上手くいかない子供や家に閉じこもりがちな子供に対し、お兄さん、お姉さんの世代にあたるボランティア（メンタルフレンド）が、子供の社会性や自立性を高めていくための活動を児童相談所等で行います。

○ 愛の手帳の交付

知的障害の子供への援助を図るため、東京都では「愛の手帳」（国は療育手帳）を交付しています。愛の手帳の交付申請は、児童相談所で受け付けています。

児童相談センターでは

「東京都児童相談センター」は「東京都教育相談センター」及び「警視庁新宿少年センター」とともに、「東京都子供家庭総合センター」として、それぞれの機関と連携しながら援助を行っています。

児童相談センターは、地域児童相談所としての役割の他に、中央児童相談所としての機能をもっており、地域児童相談所に対する様々な援助を行うとともに、東京都全域を対象とする治療指導事業、電話相談事業などの各種事業や児童相談関係機関との連携の場の設置など、センター固有の事業を展開しています。

○ 3 機関連携による子供・家庭への支援

上記3つの相談機関が連携し、児童虐待、不登校、非行など様々な問題を抱えている子供と家庭に対し、それぞれの相談機関がもつ専門性を活用して援助しています。

○ 児童相談所の職員研修の充実

児童相談所の人材育成機能を強化し、児童相談所における児童虐待に携わる職員の資質を向上させるため、経験年数、職種、役割別に研修を設定するなど、職員の専門性確保に努めています。また、東京都全体の児童相談体制の強化に資するよう他機関職員との合同研修や区市町村向けの開放研修を行っています。

令和4年度からは、東京都児童福祉人材トレーニングセンターを設置し、ロールプレイングやゼミ形式の事例検討など、実践的なプログラムによる研修を開始しています。

○ 児童相談所の職員確保等

児童相談所業務の魅力や採用試験の情報等を発信するため、令和3年度にリクルートチームを設置しました。大学等で児童相談所出前講座を実施し、児童相談所を取り巻く状況や仕事内容、採用制度等について説明し東京都児童相談所への就職意欲の向上を図る等、専門職員の確保に向けた取組を実施しています。

○ 親子のサポートステーション（治療指導課）

親子のサポートステーション(治療指導課)では、様々な問題を抱えた子供や家族、関係機関に対して、治療指導事業(治療指導事業、家族再統合事業、関係機関支援事業、医療機関連携)を展開しています。

(1) 治療指導事業

- ① 対象となる子供
学校や家庭で不適応を示し、情緒や行動面に悩みを持つ小中学生（例えば不登校、友達関係が築けない、多動・衝動性、低年齢の非行など）
- ② 援助方法
生活療法、学習指導のほか、造形・音楽・体育・レクリエーションの各療法、必要に応じて心理療法、医療ケアなども組み合わせ、宿泊と通所の中で総合的な治療活動を行います。養育者への助言や専門的な働きかけも行います。
- ③ 利用期間
子供、保護者、担当職員と話し合って決めます。児童養護施設等に入所している子供のアセスメントのための宿泊は、2週間程度を目安としています。
- ④ 利用手続き
利用希望については、お住まいの地域を担当する児童相談所にご相談ください。

(2) 家族再統合のための援助事業

子供とその養育者（里親も含む）に、様々な心理療法等（グループや個別）を行い、家族関係を再構築するお手伝いをします。

詳しくは、担当の児童福祉司までお問い合わせください。

(3) 関係機関支援事業

児童相談所が関係する諸機関（児童福祉施設、子供家庭支援センターなど）では、近年、様々な情緒的問題を抱える子供の利用や相談が増えており、より高い専門性が求められるようになっていきます。それら機関の職員を対象にした実践的な研修会（臨床セミナーなど）の実施や、各種プログラムへの研修生の受入れを行っています。

また、スタッフが直接施設へ出向いてのペアレントトレーニング演習や事例検討等も行っています。

(4) 医療機関連携

ケアニーズの高い児童に対する専門的支援の機能強化として、児童精神科医療機関等と児童相談所とのネットワークを構築し、適切な医療が提供される体制を目指しています。

○ 電話相談事業

電話相談専任の相談員が対応しています。また、匿名で受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。相談内容によっては、他の相談機関もご紹介します。

4152（よいこに）電話相談

TEL 03（3366）^{よいこに}4152

☆相談内容：東京都内に在住または在学の子供に関するさまざまな相談
（子育てに関する親からの悩み、子供本人からの悩み等）

☆相談時間：月～金曜日 午前9時～午後9時
土・日・祝日 午前9時～午後5時（12月29日～1月3日を除く）

聴覚言語障害者用 **FAX 03（3366）6036**



OSEKKAI くん

優しく温かく親子を見守り、気になる子供や不安を感じている保護者に優しく声をかける「OSEKKAI」。地域で「OSEKKAI」して頂くことを目指す、児童虐待防止に係る普及啓発のキャラクターです。

児童相談体制の強化

○ 虐待対策班の設置

各児童相談所に虐待対策班を設置して、虐待ケースの初期対応を強化しています。

○ 児童福祉司及び児童心理司の増員

児童虐待相談に迅速・的確に対応するため、児童福祉司及び児童心理司を増員しています。

○ 家庭復帰促進事業

各児童相談所に家庭復帰支援員を配置し、児童虐待などにより施設などに入所した児童について、家庭環境の改善や家庭復帰に向けての取組を行い、早期家庭復帰の促進を図っています。

○ 児童虐待カウンセリング強化事業

虐待防止、親子関係の改善、家族の再統合を図ることを目的として、精神科医の医師を登録し、カウンセリングなどを実施しています。

○ 弁護士配置

各児童相談所に非常勤弁護士を配置するとともに協力弁護士を登録し、法的な見地から職員への助言などを行っています。

○ 協力医師制度

虐待相談等への的確な対応を図るため、法医学等の専門的知識・経験を有する医師を協力医師として登録し、医学的な見地からの助言などを行っています。

○ 専門課長の配置

各児童相談所における困難事例の支援等、相談対応体制や児童対応の強化のために福祉及び心理の専門課長を配置しています。

○ 業務指導員の配置

児童福祉司及び児童心理司に対し、児童相談所のOB・OGである業務指導員が技術的助言や研修を実施しています。

地域・関係機関との連携

○ 要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた子供、非行の子供などをはじめとする要保護児童等の適切な保護のための情報交換や支援内容に関する協議を行うために、東京都や区市町村が設置する「要保護児童対策地域協議会」の構成員として、関係機関等との連携・協力を行っています。

○ 地区連絡協議会

この協議会は、児童委員・主任児童委員、学校、子供家庭支援センター、児童相談所が中心となり、関係機関の参加を得て、地域の子供の問題について情報交換及び協議等を行うことを目的としています。協議会は、原則として区市町村ごとに設置されています。

○ 地域支援体制の強化

児童相談所における地域支援体制を強化し、区市町村の相談対応力向上のための支援をきめ細かく行うため、各児童相談所のブロックチームは、区市町村（子供家庭支援センター等）との窓口役となり、管内の要保護児童、要支援家庭等の情報を一元的に把握し、子供家庭支援センターをはじめ区市町村関係機関への支援を行います。また、地域に根ざした里親の開拓・委託や社会的養護の場で生活する子供の家庭復帰支援についても、それぞれ担当者を配置して取り組んでいます。

一時保護

児童相談所は、子供の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は子供の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、子供の一時保護を行います。

具体的には次のような場合に、一時保護を行います。

(1) 緊急一時保護

- ・ 棄児、迷子、家出した子供など適当な保護者や宿所がないとき。
- ・ 保護者の死亡、病気、逮捕、家出、離婚などにより、子供が家庭で生活することが困難な状況が生じたとき。
- ・ 保護者による虐待などの理由により、子供の安全を迅速に確保する必要があるとき。

(2) アセスメントのための一時保護

- 子供の心身の状況や養育環境などを把握する必要があるとき。
- 非行、家庭内暴力、不登校などの子供を一時的に保護して、十分な行動観察を行い、問題解決の方法を検討する必要があるとき。

(3) 短期入所指導

- 短期間の心理療法、生活指導等が有効と判断され、他の方法による援助が困難なとき。

○ 一時保護の期間

- 原則2か月以内。ただし、引き続き保護の必要がある場合は、延長ができます。
- 2か月を超える一時保護が親権者の意に反する場合は、家庭裁判所の承認が必要となります。

○ 一時保護所の生活

- おおむね2歳から18歳未満の子供が対象となります。
(2歳未満の子供は里親又は乳児院等に一時保護委託しています)
- 年齢や成長に応じた生活習慣が身につくよう生活支援を行います。
- 学齢児には、学習指導職員などにより子供の学力に応じた学習指導を行い、学習の習慣と意欲の向上に努めています。
- 食事は、栄養のバランスはもちろん、子供の嗜好に配慮して楽しい食事ができるよう努めています。
- 誕生会、外出行事、季節の催しを行っています。
- 必要に応じて、心理診断や医学診断を行います。

○ 一時保護所における児童の権利擁護

- 児童の権利を擁護し、一時保護所での生活の質の向上を図るため、一時保護所入所児童が児童相談所職員以外の第三者等と相談できる機会を確保しています。

里親制度

様々な事情により家庭で生活することができない子供のために、里親制度を推進しています。

養 育 家 庭	養子縁組を目的とせず、一定期間子供を預かり育てる里親 短期間のみ子供を預かる家庭もあります
専 門 養 育 家 庭	専門的ケアを必要とする子供を一定期間預かり育てる里親 一定の要件を満たし、定められた研修を受ける必要があります
親 族 里 親	親の死亡等により実親のもとで子供を養育できない場合に、祖父母等の 親族が里親となりその子供を育てる家庭
養 子 縁 組 里 親	養子縁組によって養親となることを希望する家庭 特別養子縁組が成立するまでの間、里親として子供を育てます

子供を養育している里親が、冠婚葬祭に参加するときや一時的に休養をとりたいときなどには、一時的に他の里親などに子供を預けることができるレスパイト・ケア制度を利用できます。

子供の養育に対しては、養育費等の経費をお支払いいたします。

また、子供が家庭的な環境の下で温かい愛情に包まれながら健やかに成長していけるよう、次の機関が相互に連携しています。

○ 児童相談所

里親希望者からの相談・申請受付、家庭訪問調査、子供の委託、委託後の里親への支援、さらに里親同士の交流などを行います。

養育家庭、養子縁組里親等の相談を担当する児童福祉司、養育家庭専門員及びフォスティング機関の職員が中心となって、地域における里親制度の推進に努めています。

○ 福祉局子供・子育て支援部育成支援課里親担当

里親制度の普及啓発、里親の登録、里親に対する経費の支出、里親と子供のマッチング・交流に関する調整、里親会等関係機関の調整等、里親制度推進のための総合調整を行っています。

○ NPO法人 東京養育家庭の会

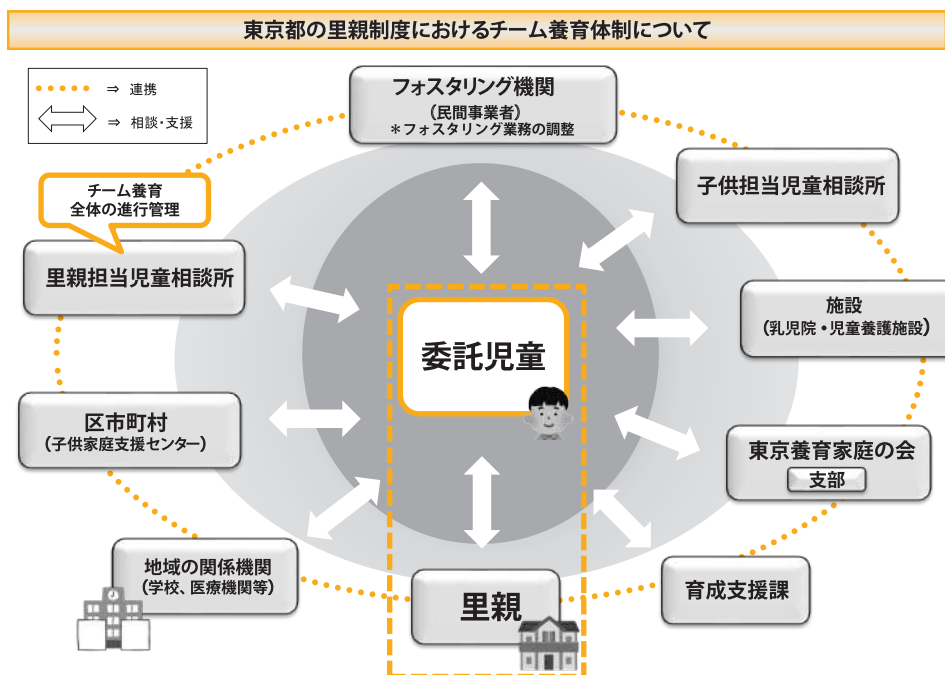
東京都の養育家庭とその関係者で運営するNPO法人です。東京都では、養育家庭の交流を図るとともに養育家庭の身近な悩みに対してアドバイスを行う養育家庭支援事業を東京養育家庭の会に委託し、養育家庭制度のより効果的な事業展開を図っています。

○ フォスタリング機関

民間団体がもつノウハウを活かして里親への子供の委託を一層推進するため、東京都が事業委託した社会福祉法人等が、里親の普及啓発、里親のトレーニングやカウンセリング、里親サロンの実施、委託児童や措置解除後の児童の自立支援、未委託家庭の訪問支援等の一連の支援を児童相談所と連携して包括的に行っています。

○ 里親支援専門相談員

乳児院や児童養護施設に里親支援専門相談員を配置し、児童相談所などと連携して、子供を委託した後の里親宅への定期的な訪問により、里親家庭の支援を行っています。



子供の権利擁護専門相談事業

子供からの幅広い相談をフリーダイヤルの電話（愛称「話してみなよ」東京子供ネット）で受け、深刻な権利侵害事例については、子供の権利擁護専門員が公正中立な第三者としての立場から、事実関係の調査や関係機関との調整などの活動を行います。

○東京子供ネット電話相談（フリーダイヤル）

0 1 2 0 - 8 7 4 - 3 7 4 はなして みなよ ※携帯電話からもかけられます。

☆相談時間：月～金曜日 午前9時～午後9時

土・日・祝日 午前9時～午後5時（12月29日～1月3日を除く）

☆相談内容：いじめ、体罰など子供の権利侵害について、誰でも相談できます。

子供の意見表明等支援

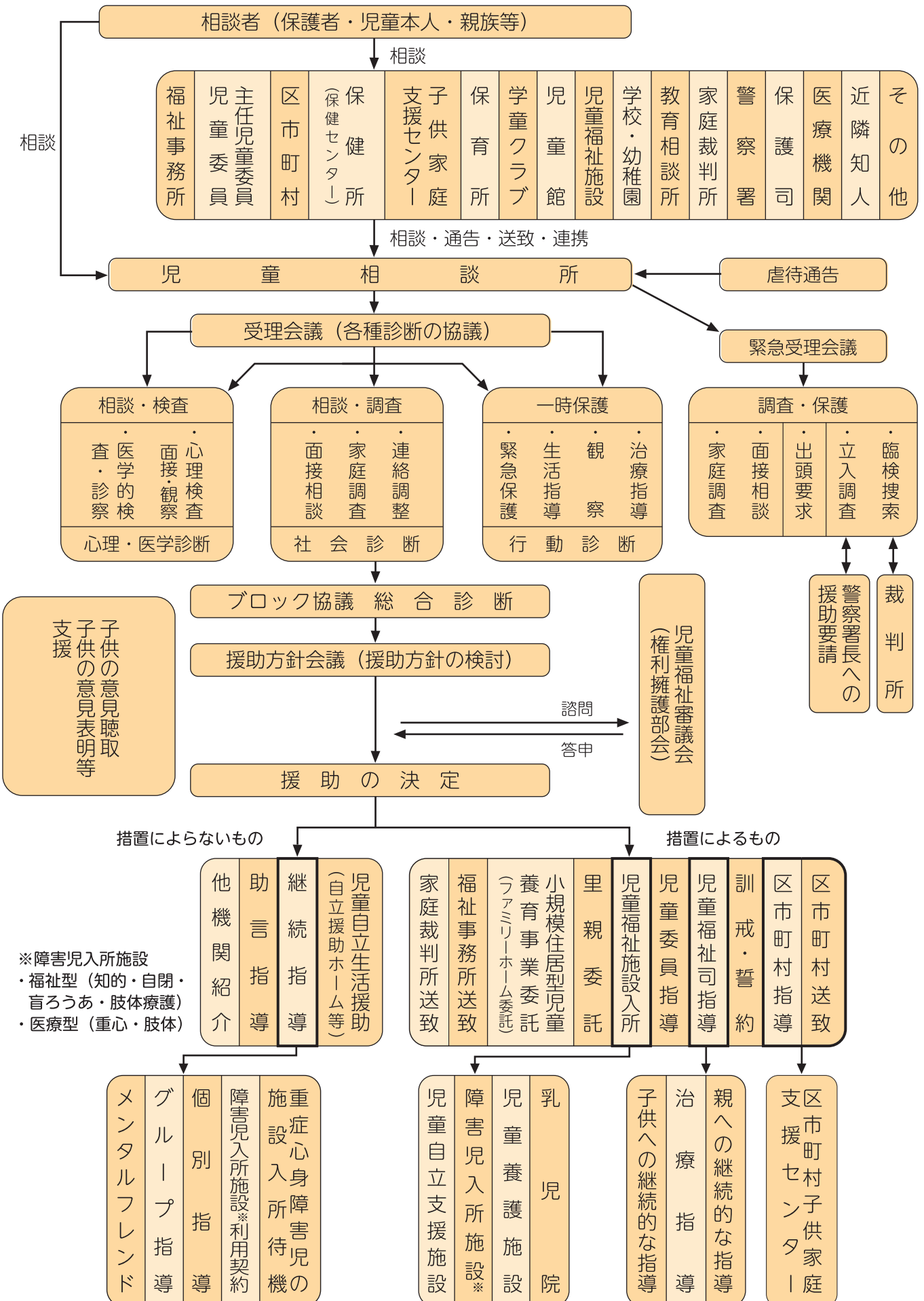
○ 意見表明等支援員の導入

措置決定の場面等に、子供の意見形成や意見表明を支援する意見表明等支援員を導入しています（令和6年度から一部の子供を対象にモデル導入）。

○ 子供本人による児童福祉審議会への申立て制度の運用

児童相談所が行う措置等について、子供本人が児童福祉審議会に意見や希望を申し立てることができる制度を運用しています。

児童相談の流れ



相談の種類

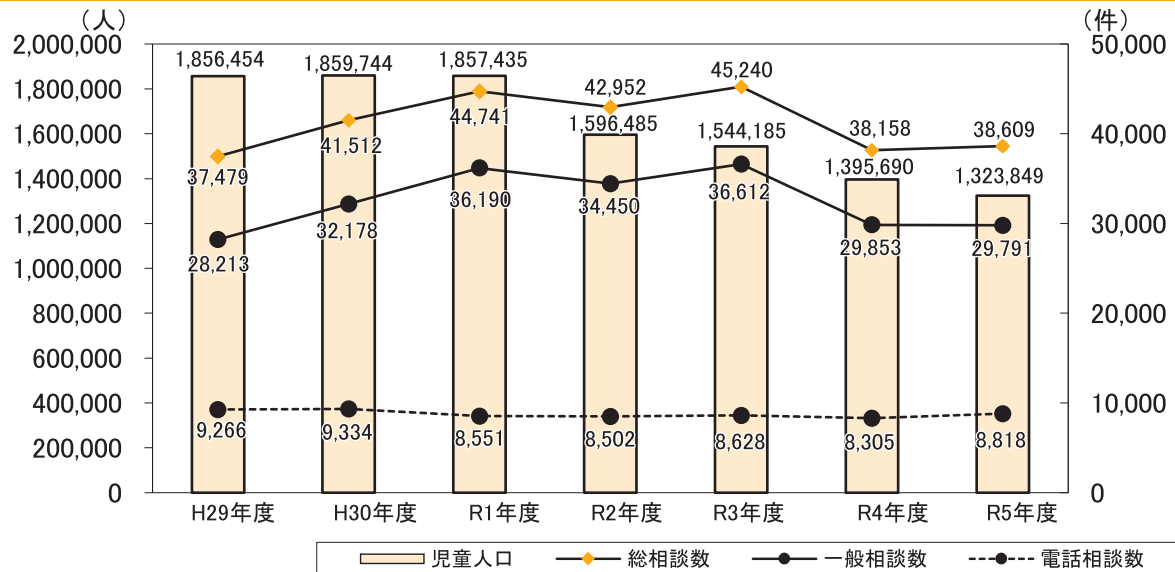
相談区分		内容
養護相談		虐待相談 養育困難（保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、就労及び服役等）、迷子に関する相談
保健相談		一般的健康管理に関する相談 （乳児、早産児等）
障害相談		知的障害相談（愛の手帳の相談含む）、ことばの遅れ相談、肢体不自由相談、重症心身障害相談などの障害に関する相談
非行相談	ぐ犯等相談	虚言癖、金銭持ち出し、浪費癖、家出、浮浪、暴力、性的逸脱等のぐ犯行為 ^{※1} 、問題行動のある子供、警察署からぐ犯少年として通告のあった子供等に関する相談
	触法行為等相談	触法行為 ^{※2} があったとして警察署から法第25条通告及び少年法第6条の6により送致のあった子供、犯罪少年 ^{※3} に関して家庭裁判所から送致のあった子供等に関する相談
育成相談	不登校相談	学校、幼稚園、保育所に登校（園）できない、していない状態にある子供に関する相談
	性格行動相談	友達と遊べない、落ち着きがない、内気、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格又は行動上の問題を有する子供に関する相談
	しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、遊び、育児、ことばの遅れ等に関する相談
	適性相談	学業不振、進学、就職等の進路選択に関する相談
その他の相談		措置変更、在所期間延長に関する相談等
里親に関する相談		養育家庭、養子縁組里親、専門養育家庭、親族里親としての養育を希望する方からの相談

※1 ろ犯行為：保護者の正当な監督に服しない性癖のあることなど一定の事由があって、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯す、又は刑罰法令に触れるおそれのある少年の行為をいいます。

※2 触法行為：14歳未満で刑罰法令に触れる行為をいいます。

※3 犯罪少年：罪を犯した14歳以上20歳未満の少年をいいます。

東京都の児童人口、児童相談所の相談件数の推移

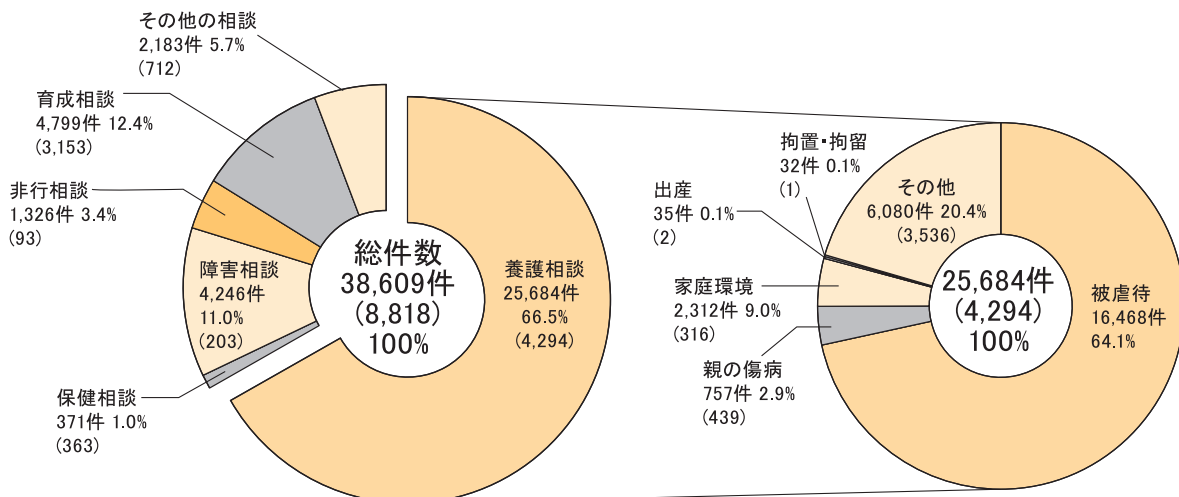


※児童人口：「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」都総務局統計部人口統計課(各年度1月1日現在)

※児童相談所設置区(令和2年度：世田谷区・江戸川区・荒川区開設、令和3年度：港区開設、令和4年度：中野区・板橋区・豊島区開設、令和5年度葛飾区開設)の人数及び件数は除く。

※令和4年度から、年度中に新たに受け付けた相談のうち、当該年度中に援助方針会議による相談種別が未決定のものを除く等、集計条件を変更。

令和5年度東京都児童相談所相談別受理状況

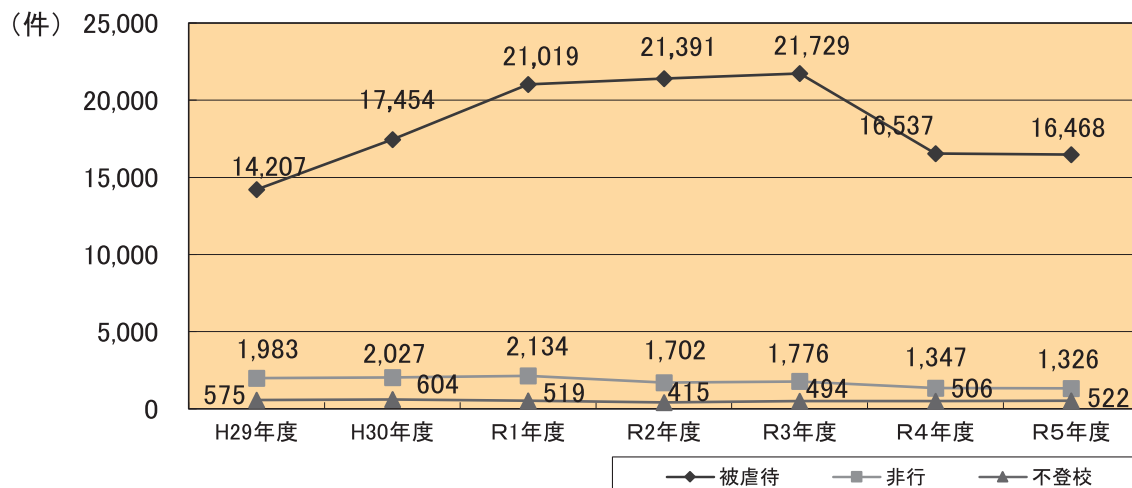


※()内は電話相談件数の再掲

※特別区児童相談所分を含まない。

※年度中に新たに受け付けた相談のうち、当該年度中に判定会議・援助方針会議等による相談種別が未決定のものを含まない

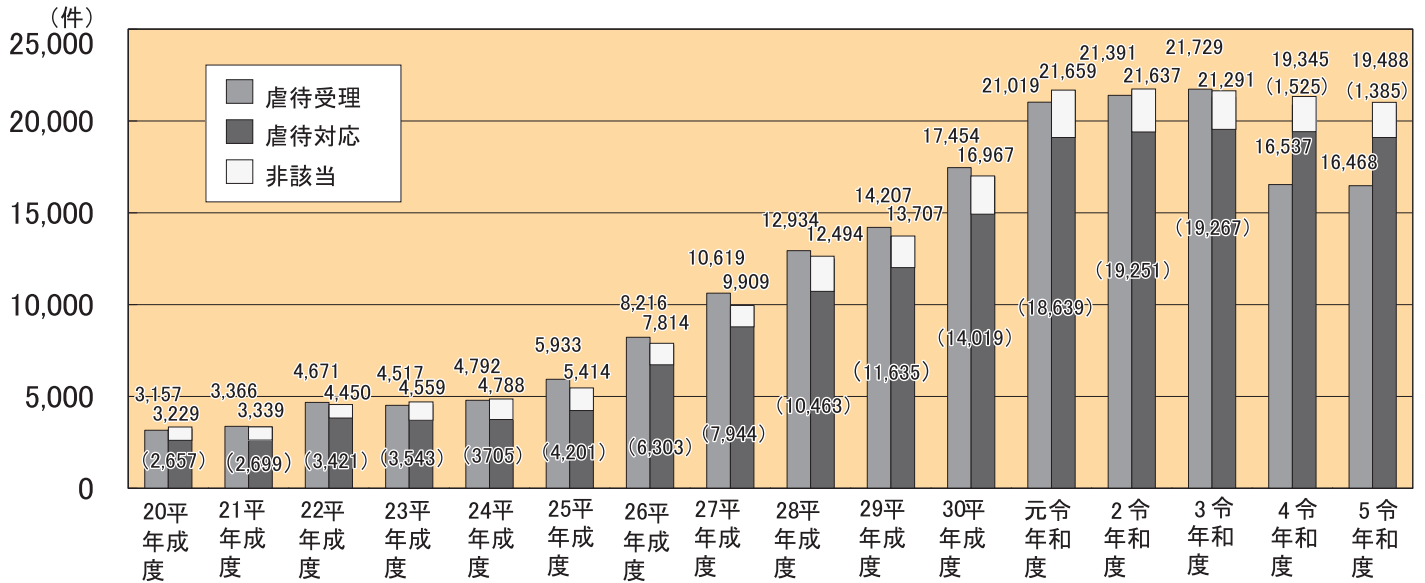
被虐待・非行・不登校の相談受理状況



※特別区児童相談所分を含まない。

※令和4年度から、年度中に新たに受け付けた相談のうち、当該年度中に判定会議・援助方針会議等による相談種別が未決定のものを含まない等、集計条件を変更。また、被虐待相談は非該当を含まない。

虐待に関する相談対応状況



※令和4年度から、「虐待受理」は年度中に新たに受け付けた相談のうち、当該年度中に判定会議・援助方針会議等による相談種別が未決定のものを含まず、また非該当も含まない等、集計条件を変更。
 ※令和4年度から、「虐待対応」は非該当を含まず、特別区児童相談所設置に伴い援助未決定で移管したケースを含む等、集計条件を変更。
 ※()内は、令和3年度までは非該当を除いた虐待対応の件数、令和4年度からは非該当の件数を示している。

1. 経路別対応状況（件、下段は%）

年度	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	子供家庭支援センター	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	その他	計
3年度	1,602 (7.5)	128 (0.6)	4,376 (20.6)	265 (1.3)	16 (0.1)	663 (3.1)	5 (0.02)	6 (0.03)	307 (1.4)	84 (0.4)	10,249 (48.1)	434 (2.0)	3,156 (14.8)	21,291 (100.0)
4年度	1,267 (6.5)	62 (0.3)	2,332 (12.1)	187 (1.0)	13 (0.1)	651 (3.4)	4 (0.02)	7 (0.04)	235 (1.2)	87 (0.5)	10,860 (56.1)	439 (2.3)	3,201 (16.5)	19,345 (100.0)
5年度	1,337 (6.9)	80 (0.4)	2,144 (11.0)	219 (1.1)	14 (0.1)	643 (3.3)	5 (0.03)	3 (0.02)	248 (1.3)	91 (0.5)	11,061 (56.8)	472 (2.4)	3,171 (16.3)	19,488 (100.0)

※令和4年度から、非該当は含まない等、集計条件を変更。

2. 虐待内容別相談対応状況（件、()内は%）

年度	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	計	非該当
3年度	4,069 (21.1)	153 (0.8)	12,899 (67.0)	2,146 (11.1)	19,267 (100.0)	2,024
4年度	4,229 (21.9)	155 (0.8)	12,723 (65.8)	2,238 (11.6)	19,345 (100.0)	1,525
5年度	4,153 (21.3)	146 (0.7)	12,863 (66.0)	2,326 (11.9)	19,488 (100.0)	1,385

※令和4年度から、「虐待対応」は特別区児童相談所設置に伴い、援助未決定で移管したケースを含む等、集計条件を変更。

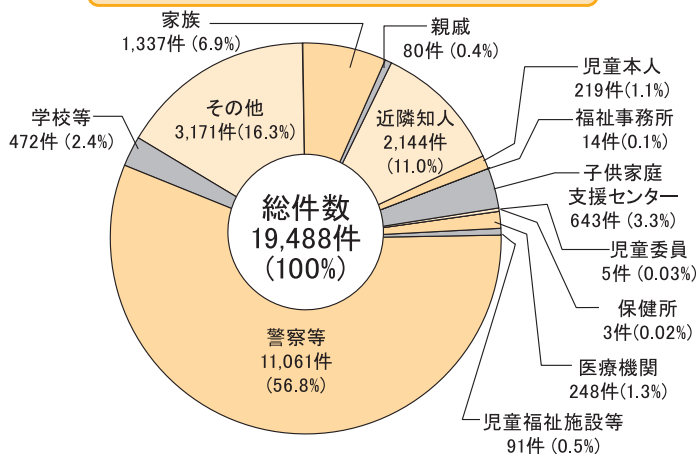
3. 年齢別相談対応状況（件、()内は%）

年度	0～2歳	3～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	計
3年度	3,688 (19.2)	3,840 (19.9)	6,625 (34.4)	3,109 (16.1)	2,005 (10.4)	19,267 (100.0)
4年度	3,580 (18.5)	3,605 (18.6)	6,941 (35.9)	3,179 (16.4)	2,040 (10.5)	19,345 (100.0)
5年度	3,488 (17.9)	3,601 (18.5)	6,835 (35.1)	3,297 (16.9)	2,267 (11.6)	19,488 (100.0)

※非該当を含まない。

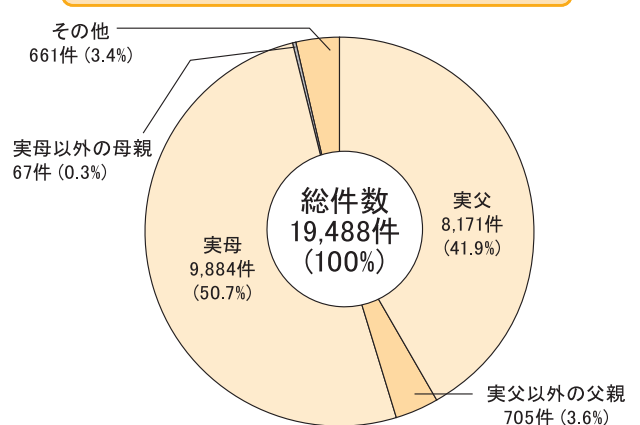
※令和4年度から、「虐待対応」は特別区児童相談所設置に伴い、援助未決定で移管したケースを含む等、集計条件を変更。

虐待相談の経路



※ 非該当は含まない等、集計条件を変更。

虐待をしている人



※ 特別区児童相談所設置に伴い、援助未決定で移管した件数を含む等、集計条件を変更。
 ※ 非該当の1,385件を除く。

東京都児童相談所のごあんない

児童相談所名	所在地	電話	担当地域	最寄駅
児童相談センター	〒169-0074 新宿区北新宿 4-6-1	03 (5937) 2314	渋谷区、目黒区、大島町、 利島村、新島村、神津島村	JR高田馬場駅から都バス小 滝橋下車
		03 (5937) 2317	新宿区、千代田区、中央区、 台東区、八丈町、青ヶ島村、 三宅村、御蔵島村、小笠原村	JR大久保駅及び東中野駅、 新宿西口から関東バス小滝 橋車庫前下車
		FAX共通 03 (3366) 6036		地下鉄東西線落合駅
北児童相談所	〒114-0002 北区王子 6-1-12	03 (3913) 5421 FAX 03 (3913) 9048	北区	JR王子駅、地下鉄南北線 王子神谷駅
品川児童相談所	〒140-0001 品川区北品川 3-7-21	03 (3474) 5442 FAX 03 (3474) 5596	大田区	京浜急行線新馬場駅
立川児童相談所	〒190-0023 立川市柴崎町 2-21-19	042 (523) 1321 FAX 042 (526) 0150	立川市、青梅市、昭島市、 国立市、福生市、 あきる野市、羽村市、 瑞穂町、日の出町、檜原村、 奥多摩町	JR立川駅、多摩モノレール 立川南駅又は柴崎体育館駅
杉並児童相談所	〒167-0052 杉並区南荻窪 4-23-6	03 (5370) 6001 FAX 03 (5370) 6005	杉並区、武蔵野市、三鷹市	JR又は地下鉄丸ノ内線荻 窪駅
江東児童相談所	〒135-0051 江東区枝川 3-6-9	03 (3640) 5432 FAX 03 (3640) 5466	墨田区、江東区	JR潮見駅 地下鉄東西線木場駅及び 有楽町線豊洲駅から都バ ス枝川二丁目下車
小平児童相談所	〒187-0002 小平市花小金井 1-31-24	042 (467) 3711 FAX 042 (467) 5241	小平市、小金井市、 東村山市、国分寺市、 西東京市、東大和市、 清瀬市、東久留米市、 武蔵村山市	西武新宿線花小金井駅
八王子児童相談所	〒193-0931 八王子市台町 3-17-30	042 (624) 1141 FAX 042 (624) 3865	八王子市、町田市、日野市	JR西八王子駅
足立児童相談所	〒123-0845 足立区西新井本町 3-8-4	03 (3854) 1181 FAX 03 (3890) 3689	足立区	日暮里・舎人ライナー江 北駅、又は東武大師線大 師前駅から都バス足立第 五中学校前下車
多摩児童相談所	〒206-0024 多摩市諏訪 2-6	042 (372) 5600 FAX 042 (373) 6200	多摩市、府中市、調布市、 稲城市、狛江市	京王相模原線京王永山駅、 又は小田急多摩線小田急 永山駅
練馬児童相談所	〒176-0012 練馬区豊玉北 5-28-3	03 (6915) 8253 FAX 03 (6915) 8254	練馬区	西武池袋線、西武有楽町線、 都営大江戸線練馬駅

※令和7年4月から、児童相談センター及び品川児童相談所の担当地域は上記のとおり。 ※令和7年6月に町田児童相談所を開設予定。

相談窓口	東京都児童相談所	4152 (よいこに) 電話相談	子供の権利擁護 専門相談事業 (東京子供ネット)	児童福祉審議会 (被措置児童等の 虐待相談窓口)	親子のための相談 LINE
連絡先	各児童相談所の電話番号 (上記参照)	03-3366- よいこに 4152 聴覚言語障害者用FAX 03-3366- 6036	0120- はなして みなよ 874-374	0120- しんばい しなていは 481-479	
相談 受付時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 虐待等、緊急性のある相談には、 夜間緊急連絡ダイヤル 03-5937-2330で対応 (平日夜間(午後5時45分以降)、 土曜日・日曜日・祝日 (年末年始を含む))	月曜日～金曜日 午前9時～午後9時 土・日曜日・祝日 午前9時～午後5時 (12月29日～ 1月3日を除く)	月曜日～金曜日 午前9時～午後9時 土・日曜日・祝日 午前9時～午後5時 (12月29日～ 1月3日を除く)	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (12月29日～ 1月3日を除く)	月曜日～金曜日 午前9時～午後11時 (受付は午後10時30分まで) 土曜日・日曜日・祝日 (年末年始を含む) 午前9時～午後5時

【児童相談所虐待対応ダイヤル「189 (いちややく)」】

虐待かと思った時などに、すぐに通告・相談ができる全国共通の電話番号です。24時間、365日、対応しています(通話料は無料です)。児童相談所相談専用ダイヤル「0120-189-783 (いちややく・おなやみ)」もご利用いただけます(通話料は無料です)。

【特別区児童相談所】

世田谷区児童相談所: 03-6379-0697
荒川区子ども家庭総合センター(児童相談所): 03-3802-3765
中野区児童相談所: 03-5937-3289
豊島区児童相談所: 03-6758-7910
品川区児童相談所: 03-6712-8261

江戸川区児童相談所(はあとポート): 03-5678-1810
港区児童相談所: 03-5962-6500
板橋区子ども家庭総合支援センター(児童相談所): 03-5944-2373
葛飾区児童相談所: 03-5698-0303
文京区児童相談所: 03-3811-5241 (令和7年4月1日開設)

児童相談センター・児童相談所ホームページ

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/jicen/index.html>

児童相談所のしおり-2024年(令和6年)版ー
令和7年3月発行

登録番号 R 6 (9)

編集・発行 東京都児童相談センター

〒169-0074 東京都新宿区北新宿 4-6-1

電話 03 (5937) 2305

F a x 03 (3366) 6034

印刷 株式会社 和幸印刷



古紙・再生紙を70%以上使用



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。